**要介護認定と障害者控除の適用について**

　認知症により要介護認定を受けた場合には、障害者手帳が交付されないためそのままでは所得税及び住民税の障害者控除の適用を受けることは出来ません。

　障害者手帳がないから障害者控除の適用はないと思いがちですが、手続をすれば障害者控除の適用が可能になります。

　「障害者控除対象者認定」を受けるという手続です。

例えば、新宿区ではその認定対象者の定義は「６５歳以上で、身体障害者手帳・愛の手帳の交付は受けていないが、寝たきり又は認知症のため、食事・排泄等の日常生活に支障のある区民の方」となっています。

　区役所でこの手続を受けると「障害者控除対象者認定書」が取得できますので、所得税及び住民税の確定申告において障害者控除の適用が可能となります。

　もし、心当たりがある方がいらっしゃいましたら、区役所等に相談し、この手続が受けられるようでしたら手続を行い障害者控除の適用を受けて下さい。

以上